

国立大学法人滋賀医科大学共同研究講座規程

令和2年10月30日制定

令和5年7月26日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学(以下「本学」という。)共同研究講座の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座は、共通の課題について本学と共同して教育研究を実施しようとする外部の企業等(以下「外部機関」という。)から受け入れる経費等を活用して設置及び運営し、もって本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「共同研究講座」とは、講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、外部機関から受け入れた経費(以下「共同研究費」という。)により、その運営に係る諸経費を賄うものをいう。

2 共同研究講座は、原則共同研究費が年間2,000万円以上のものとする。

(名称)

第4条 共同研究講座には、当該共同研究講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 共同研究講座の名称について、外部機関から申出があった場合は、外部機関が明らかとなる名称を前項の名称に付加することができる。

(設置の申込み)

第5条 共同研究講座の設置の申込みをしようとする外部機関は、次の各号に掲げる書類を所定の様式にて学長に提出するものとする。

- (1) 共同研究講座設置申込書
- (2) 共同研究講座の概要
- (3) 共同研究講座教員就任予定者の履歴書
- (4) 外部機関の共同研究担当者の履歴書
- (5) 就任承諾書

(設置の決定・審査)

第6条 学長は、前条の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究及び運営に支障がなく、組織的利益相反がないと認められる場合は、教育研究評議会及び役員会の議を経て、当該共同研究講座の設置を決定するものとする。

2 学長は、前条の申込みがあったとき又は申込み前の事前相談があったときは、必要に応じて、研究を担当する理事に審査委員会を設置させ、外部機関について審査を行わせることができる。審査委員会は、学長に審査結果を報告しなければならない。

3 次の各号のいずれかの事由に該当するときは、原則設置の決定を行わない。ただし、本学の教育研究及び運営に有益であると認められる特段の事由がある場合はこの限りでない。

- (1) 外部機関が、過去に本学との契約において違反行為や違約行為があった場合
- (2) 外部機関が、過去に本学に対する支払いを遅延した場合
- (3) 外部機関が、審査委員会の審査に協力しない場合

(設置の通知)

第7条 学長は、共同研究講座の設置を決定したときは、申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、第6条の規定により共同研究講座の設置を決定したときは、外部機関を相手方として本学民間等共同研究取扱規程（平成16年4月1日制定）（以下「共同研究取扱規程」という。）に基づく契約を締結するものとする。

(変更を加える場合の手続)

第9条 共同研究講座の内容に重大な変更を加える場合の手続は、設置の例による。

(共同研究の取扱い)

第10条 共同研究講座で実施する共同研究の申込み及び受入手続については、共同研究講座の設置手続をもって代えるものとする。

- 2 共同研究講座で実施する共同研究の取扱いについては、本規程で定める事項を除き、共同研究取扱規程の定めるところによる。

(設置期間等)

第11条 共同研究講座の設置期間は、2年以上5年以下とする。

- 2 前項の設置期間は、学長の決定により、更新することができる。ただし、更新の決定手続は、設置の例による。

(共同研究講座の構成)

第12条 共同研究講座に、少なくとも教員1人を置くものとする。

- 2 共同研究講座の構成員として、前項に定める教員のほかに、学長の許可を得て、本学の教員を兼務させることができる。
- 3 本学の教員の兼務に関する手続については、別に定める。
- 4 共同研究講座の構成員の雇用について、外部機関から申出があったときは、出向契約により、在籍出向として受け入れることができる。

(共同研究講座の教員)

第13条 共同研究講座を構成する教員の名称は、共同研究講座教員とする。

- 2 共同研究講座教員の身分は、本学特任教員就業規則（平成21年4月1日制定）の適用を受ける特任教員とする。
- 3 共同研究講座教員の選考については、本学教員選考基準（平成16年9月22日制定）第2条から第5条までの規定を準用するものとする。

4 学長は、必要に応じて共同研究講座教員に、教育研究評議会及び役員会の議を経て、称号を授与することができる。

(共同研究講座教員の職務)

第14条 共同研究講座教員は、当該共同研究講座における教育研究に従事するほか、当該共同研究講座における業務の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(運営委員会の設置)

第15条 共同研究講座には、透明性の確保及び円滑な運営を図るため運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(評価委員会の設置)

第16条 共同研究講座には、評価を実施するための評価委員会を設置するものとする。

2 評価委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(経費負担等)

第17条 外部機関は、謝金、旅費、共同研究講座教員人件費、設備備品費、消耗品費等の共同研究講座の設置及び運営に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）並びに直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

2 間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、学長が特に認めた場合は、その限りではない。

3 外部機関から受け入れる共同研究講座に係る経費は、当該共同研究講座の設置期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

(特許権等の取扱い)

第18条 共同研究講座に係る特許権等の取扱いについては、本学職務発明取扱規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(共同研究講座の終了)

第19条 共同研究講座の設置期間が終了したときは、当該共同研究講座においてその研究成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(事務)

第20条 共同研究講座の設置に関する事務は、研究推進課において、経理に関する事務は、会計課において処理するものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座の設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月26日から施行する。